

プロジェクト基盤整備申請事由書および計画書

1 要請背景

タイにおける漏水量は、多くの水道施設で50%程度である。この値を例えば日本並の10%台にできたとすれば30%以上の水量の水道施設を建設したと同等の効果が生ずる。したがって財政状態の厳しい、PWAにおいて漏水防止対策は、緊急かつ有効な課題である。

2 経緯

NWTTIに関する技協の事前調査は、昭和59年10月に行われた。この段階ですでは、CTCおよびRTCに漏水調査訓練場を設置し訓練を実施することの必要性を認めこれを報告している。

「タイ水道技術訓練センター事前調査報告書」15,31,32ページ参照

3 CTCとRTCとの関連

RTCのインストラクターはCTCで訓練を受けた後に派遣される。したがって、この人たちはCTCにおける、漏水調査訓練場で訓練できる。しかし、漏水調査の手法については図や言葉で説明することはできても、最終的には、現場で漏水音を自分の耳でキャッチすることによって、初めて目的が達せられる。これは勘と経験が要求される技量であって、漏水調査訓練場がなければ、インストラクターがこれを技術移転することはできない。

4 RTCにおける漏水調査訓練場設置の必要性

漏水調査訓練場RTC設置の必要性についてはすでに事前調査報告書、基本設計報告書で述べられているとおりであり、それぞれの訓練はCTCとRTCで分担して行われる。これは次の目的のためである。

- 1) コースの内容によって分けたほうが合理的である。
- 2) 訓練生のレベルによって分けたほうが合理的である。
- 3) 地方の特色によって分けたほうが合理的である。
- 4) 広い国土を分けて実施することが合理的である。

漏水調査訓練コースについても全く同様であり、このコースのみ、すべての訓練生をCTCで訓練することはできない。

また、PWAの多くの配管には漏水があるので、それを事例として、訓練を実施すれば良いとの意見もあるが、これは、次の理由で不適當である。

- 1) PWAには約200カ所の水道施設があり、配管、水圧等、の条件がすべて異なるため漏水調査条件も異なる。
- 2) RTCには数人の漏水調査のインストラクターしかいないため、実際の配管を使用して各々の水道施設において訓練を行うことは、不可能である。

これらのことから、各RTCに漏水調査訓練場を設置し、そこで種々の配管、水圧条件で合理的に訓練を実施することが不可欠となってくる。

5 配置の効果

このようにして、CTCおよびRTCで訓練を開始し、それが200カ所におよぶ水道施設に普及していくことによって、短期的に見れば収入を増加することとなり、長期的に見れば、規模の拡張規模を小さく抑えることができる。このことによって、PWAの水道経営に及ぼす効果はきわめて大きいものと思料される。

6 訓練計画 (チェンマイ、コンケン)

コース名		期間	年回数	定員	技術レベル
漏水調査	管路探知	5日	3回	10人	従業員
漏水調査	漏水量	5日	3回	10人	従業員
漏水調査	漏水探知	5日	3回	10人	従業員
配管実習	掘削、土留め	5日	3回	10人	従業員
配管実習	布設	5日	3回	10人	従業員
配管実習	破壊、修理	5日	3回	10人	従業員

年間訓練者数 チェンマイ 180人 コンケン 180人

年間訓練期間 チェンマイ 90日 コンケン 90日

7 維持管理

オペレーターの人件費、電気代等の経費、実習で使用する材料費、機械器具の補修費、漏水調査訓練場の運営費はすべてPWAで負担する。

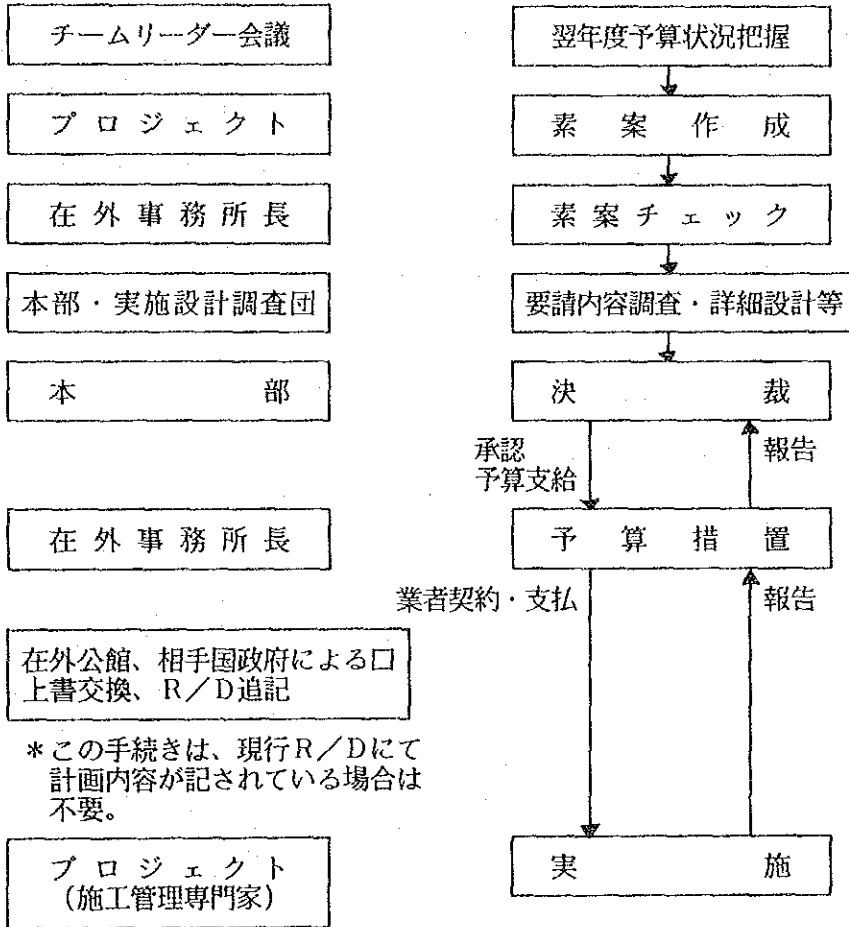
(5) 造林プロジェクト推進対策費実施にかかる規程等

以下に「実施のために必要な書類リスト」、「造林プロジェクト推進対策費実施要領フローチャート」、「造林プロジェクト推進対策費実施に関する要綱」、「造林プロジェクト推進対策費申請様式」を付するので参考にされたい。

実施のために必要な書類リスト

- (実施前) 申請書、相手国政府等の要望書、造林プロジェクト推進対策実施計画書、経費概算見積書、その他総裁が必要と認める書類
- (実施後) 受け払い報告書、実施報告書

造林プロジェクト推進対策費実施要領フローチャート



○造林プロジェクト推進対策実施に関する要綱

昭和61年12月12日

国協達第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が、造林プロジェクトの推進を図るために講ずる対策（以下「造林推進対策」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 造林推進対策とは、造林分野のプロジェクト方式技術協力（以下「造林プロジェクト」という。）の実施に当たり、相手国政府機関又はそれに準ずるもの（以下「相手国政府等」という。）が造林を行うのに必要な費用を負担することが困難であると認められる等の場合で、協力活動の円滑な推進と効果的な技術移転の遂行が阻害される虞れのあるときに、事業団が予算の範囲内において必要な費用を負担し、当該造林プロジェクトの推進を図るために講ずる対策をいう。

(支出費用)

第3条 事業団は、造林推進対策を実施する場合は、別表に掲げる費用区分に応じ、造林プロジェクト推進対策費により経費を支出するものとする。

(要件)

第4条 造林推進対策は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、実施することができる。

- (1) 相手国政府等が造林を行うのに必要な費用の全額を負担し得ず、又は、負担し得ても早急な支出が著しく困難であり、かつ相手国政府等から、その費用の負担について文書で要望されていること。
- (2) プロジェクトの効率的な実施を図る上で早急に造林を行う必要があること。
- (3) 造林推進対策が、造林計画の策定から地拵え、植林、又は保育等の造林協力活動を通じ、派遣専門家によるカウンターパートに対する訓練、技術の試験又は演示等の技術移転活動を効果的に行うために必要不可欠であること。

(申請)

第5条 造林推進対策の実施に係る申請は、在外事務所長（在外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトリーダー又はこれに準ずるもの。以下「在外事務所長等」という。）が行う。

2 在外事務所長等は、前項の規定による申請にあたって、当該対策の実施に関し、相手国政府等および関係派遣専門家と必要な調整を行うものとする。

3 在外事務所長等は、造林プロジェクト推進対策実施申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

(1) 相手国政府等からの要望書（相手国政府等がとるべき措置についても確認されうるもの）

(2) 造林プロジェクト推進対策実施計画書（様式第2号）

(3) 経費概算見積書

(4) その他総裁が必要と認める書類

（認定）

第6条 総裁は、申請書を審査し、当該造林推進対策が第4条の各号に掲げる要件を満たし、適当であると認める場合は、予算の範囲内で造林プロジェクト推進対策費の支給額を決定して、当該在外事務所長等に通知する。

（支給及び会計事務処理）

第7条 総裁は、前条の規定により決定した造林プロジェクト推進対策費について、契約担当役若しくは会計役たる在外事務所長、または「会計細則において指定する会計役以外の者に会計役の職務を行わせる場合の取扱いについて」（昭和55年通達（経）第45号）の規定に基づき臨時会計役の職務を委嘱された者（以下「契約担当役等」という。）に対し、それぞれ予算を示達し、又は資金前渡するものとする。

2 契約担当役等は、前項の規定により造林プロジェクト推進対策費の示達又は資金前渡を受けた場合は、他の予算と区別して適正に経理するとともに、経費の支出にあたっては、事業団会計規程（昭和50年規程第11号）に基づき適正に執行するものとする。当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

（報告）

第8条 在外事務所長等は、各年度末までに当該年度にかかる実施報告書（様式第3号）を総裁に提出するとともに、当該対策が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第4号）を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、当該対策の進捗状況に関し、適宜在外事務所長等に報告を求めることができる。

（特例）

第9条 造林推進対策に関し、この要綱により難しい場合は、総裁の承認を得て、この要綱の定めるところと異なる取扱いを行うことができる。

附 則

この要項は、制定の日から施行する。

造林プロジェクト推進対策費費用区分

支出科目	費用分類
調査測量費	造林又は造林基盤整備等のための調査測量に必要な謝金、資機材購入費、消耗品費、現地内国旅費、図面等作成費、借料損料、及び傭人費を整理する。
造林費	造林に必要な種苗の生産若しくは購入、地拵え、植林、又は保育等に必要な資機材購入費、消耗品費、運搬費、借料損料、及び傭人費等を整理する。
造林基盤整備費	造林に必要な種苗の生産、地拵え、植林、若しくは保育等に必要な林道、作業道、柵、給排水又は付帯施設等の整備に係る工事費及び工事諸費を整理する。

(様式第1号)

造林プロジェクト推進対策実施申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

申請者 職名
氏名 印

造林推進対策の実施について、造林プロジェクト推進対策実施に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 プロジェクト名：
- 2 申請理由（必要性）

3 支出科目：

4 概算支出額： 千円
(別紙内訳書) [通貨換算率：1米ドル＝ (現地通貨) = 円]

別添書類

- (1) 相手国政府等からの要望書（相手国政府等がとるべき措置についても確認されるもの）
- (2) 造林プロジェクト推進対策実施計画書
- (3) 経費概算見積書
- (4) その他（ ）

造林プロジェクト推進対策実施計画書

- 1 プロジェクト名：
- 2 実施場所（国名、都市名）：
- 3 実施時期および期間（予定）：
昭和 年 月から昭和 年 月まで（約 カ月間）
- 4 経費概算： 千円
（別紙内訳書） [通貨換算率：1米ドル＝ (現地通貨) = 円]
- 5 造林推進対策実施の必要性
- 6 実施概要と期待される効果

添付書類

- (1) 経費概算見積書
- (2) 実施計画書付属書
- (3) その他 ()

(様式第3号)

造林プロジェクト推進対策実施報告書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

報告者 職名

氏名

印

造林プロジェクト推進対策を実施しましたので、造林プロジェクト推進対策実施に関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 プロジェクト名：

2 実施場所（国名、都市名）：

3 実施時期および期間：

昭和 年 月から昭和 年 月まで（約 カ月間）

4 支出済額： 現地通貨（ 千円）

（別紙内訳書） [通貨換算率：1米ドル＝ (現地通貨) = 円]

5 実施状況：

(様式第4号)

造林プロジェクト推進対策完了報告書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁

殿

報告者 職名

氏名

印

造林プロジェクト推進対策が完了しましたので、造林プロジェクト推進対策実施に関する要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 プロジェクト名：

2 実施期間： 昭和 年 月から昭和 年 月まで

3 支出総額： 現地通貨（ 千円）
（別紙内訳書） [通貨換算率：1米ドル＝ (現地通貨) = 円]

5 実施結果：

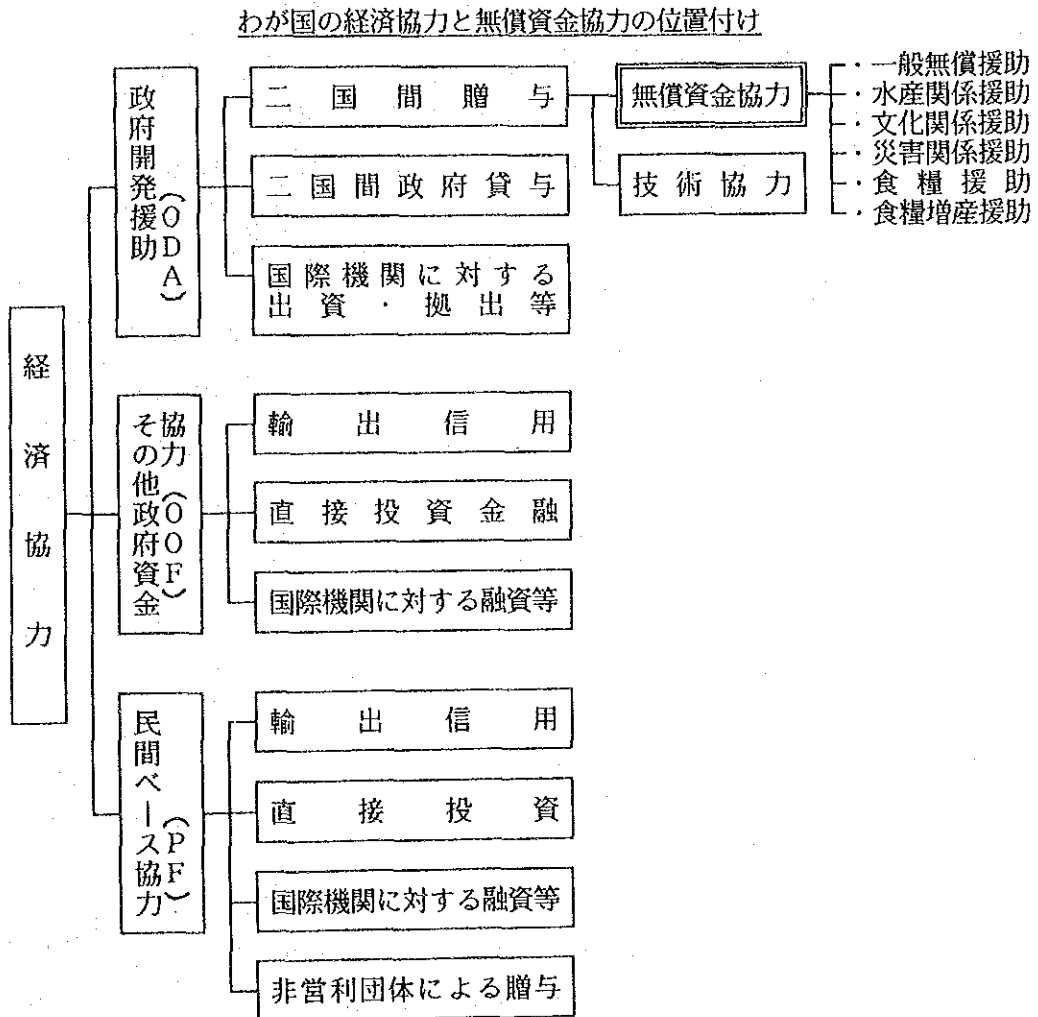
VI 技術協力と無償資金協力との連携

1. 無償資金協力とは

(1) 無償資金協力の位置付け

無償資金協力とは、被援助国（開発途上国）に返済義務を課さないで資金を供与する形態のいわゆる経済協力を構成する政府開発援助（ODA）の重要な柱である二国間贈与のうち、技術協力として分類されるもの以外の贈与のことをさしている。

(参考図)



(2) 無償資金協力の形態

わが国の無償資金協力は、原則的に資金供与の形態をとっており、わが国政府が資機材・設備等を調達してそれを直接供与するという現物供与の援助形態はとっていない。

無償資金協力を一言で言えば、開発途上国の経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、設備および役務（技術）を調達するために必要とする“資金”を贈与する援助のことである。

わが国の無償資金協力による援助は昭和43年に開始され、以後今日まで、資金の量、援助の質ともに大幅に改善されており、かつ援助対象国も次第に拡大してきており、現在ではわが国政府開発援助を推進する重要な柱として、外交上果たす役割もますます大きくなっている。

(3) 無償資金協力の種類

わが国の無償資金協力の財源は、一般会計予算であるが大別すると、(ア) 一般無償援助、(イ) 水産関係援助、(ウ) 文化関係援助、(エ) 災害関係援助、(オ) 食糧援助、(カ) 食糧増産援助の6種類に分類されている。このうち(ア)から(エ)までは経済開発等援助費として外務省所管により、上記(オ)と(カ)は食糧増産等援助費として大蔵省が所管しその委託を受けて外務省によりそれぞれ実施されている。

なお、それぞれの援助の概要は次のとおりである。

(ア) 一般無償援助

一般無償援助とは、技術協力以外の二国間無償援助のうち、水産、文化、災害、食糧のような特定の分野に対する援助以外の無償援助である。この中には、開発途上国の深刻な債務返済問題に対応するための債務救済援助が含まれる。

(イ) 水産関係援助

開発途上国の水産振興に寄与するために、開発途上国の水産関係プロジェクトに協力して行う無償援助である。

(ウ) 文化関係援助

開発途上国が文化財および文化遺跡の保存活用、文化関係の催し物開催ならびに教育および研究の振興のために使用する資機材の購入のために必要とされる資金を供与する援助である。

(エ) 災害関係援助

開発途上地域等における災害救済のために緊急に支出される援助で、食糧品、医薬品等の購入のための資金または直接救援物資を供与するという、きわめて人道的色彩の強い形態の援助である。通常は先方政府へ直接供与されるが、日本赤十字社、国際機関を通じて実施される場合もある。

(イ) 食糧援助

食糧不足に悩む開発途上国に対する食糧の援助で、日本は食糧援助規約と称される国際協定に基づき、米国、欧州共同体（E C）等の食糧援助国との協調のもとで、この援助を実施しており、具体的には開発途上国が食糧（米、麦が主体）を購入するために必要とされる資金の供与である。食糧援助規約に基づくこうした食糧援助は、通称K R援助と呼ばれている。

(ロ) 食糧増産援助

開発途上国における食糧増産のための自助努力を支援し、食糧不足問題の解決を図ることを目的に実施している援助で、具体的には肥料、農薬、農業機械等の購入のために必要な資金を供与する。この援助は、通称第2 K R援助と呼ばれている。

無償資金協力事業の中で当事業団が関与するのは、一般無償援助および水産関係援助のうち技術協力と密接な関係を有する案件についてであり、昭和59年度からは食糧増産援助についても同様に技術協力と関連する案件については、当事業団に実施促進業務が移管されている。

(4) 無償資金協力の内容

(ア) 一般無償援助

一般無償援助は開発途上国の経済、社会開発、民生の安定と福祉の向上に貢献することを目的としており、開発途上国の真のニーズに合致した基礎生活援助および人づくり援助に重点を置いている。具体的には、a. 医療・保健、b. 教育・研究、c. 農業、d. 民生・環境改善、e. 通信・運輸、f. エネルギーなど経済的収益性が低く、開発途上国が自己資金あるいは借り入れ資金により投資することが比較的困難なもので、住民の生活水準の向上に直結している案件が対象となっている。

さらに、近年では、収益性があるプロジェクトである道路建設、橋梁建設のような社会経済インフラ案件とか文化・福祉分野の施設案件についても、被援助国の国情等を勘案しつつ取り上げられている。一般無償協力は予算額から見ても、わが国の無償援助の中核をなしているといえる。

これまでの実績から、具体例を列挙すると次のとおりである。

a. 医療・保健

1. 医療機材（放射線機器、レントゲン、手術器具、救急車、診療車、顕微鏡）
2. 病院建設（総合病院、小児病院、産科病院、母子病院）
3. 研究所建設（中央医療研究所、精神衛生研究所、熱帯病研究所、製薬研究所）
4. 医療・保健教育施設（看護学校、教育・訓練病院、医療技術学校、保健指導員訓練センター）
5. 医薬品供与（マラリアコントロール、デング熱等感染症対策）

b. 教育・研究

1. 職訓センター建設 (家内産業訓練センター、電気・機械技術者訓練センター、ラジオ・テレビ放送訓練センター、化学工業技術者訓練センター、職訓指導員訓練センター、航海訓練所)
2. 学校建設 (小学校、高等学校、鉱山学校、農工大学、工科大学)
3. 研究所建設 (海洋研究所、社会科学センター、鉱物分析センター、地質研究所、バイオマスエネルギー研究所)
4. 実験用機材 (大学、高等学校、各種研究所用)

c. 農業

1. 農業機材 (トラクター、耕運機、揚水ポンプ、トラック)
2. 研究所建設 (農業開発研究所、稲原種貯蔵研究所、農業普及技術者研究所)
3. 技術訓練センター建設 (農業技術者センター、森林造成技術者訓練センター、精米技術訓練センター、農業普及センター、稲作機械センター)
4. かんがい施設建設
5. 食糧倉庫

d. 民生・環境改善

1. 給水施設建設 (上水道)
2. 地下水開発 (井戸掘さく機械)
3. 排水設備供与
4. 難民対策、被災民対策 (職訓センター建設、他)
5. 消防機能強化 (消防車、他)

e. 通信・運輸

1. 道路建設機材 (パワーシャベル、ブルドーザー、グレーダー、ダンプトラック、散水車)
2. 輸送力増強 (バス、トラック、ミニバスの供与)
3. 電気通信整備 (電話網、衛星通信地上局建設、ラジオ放送局建設、テレビ局建設、番組製作センター建設)
4. 送配電網整備 (配電線、送電線、変圧器の供与)
5. 橋梁建設

f. エネルギー

1. 発電機供与
2. 太陽電池供与
3. 小規模ダム建設

(i) 水産関係援助

近年開発途上国においては、深刻化しつつある食糧問題に対処するため、農業生産

の増大を図るとともに、動物蛋白の供給源として水産資源の開発利用を図るため、水産振興を重視する傾向が強まっている。しかし、開発途上国は水産振興・漁業開発に必要な資金や技術・経験に不足していて、いまだに十分に開発利用し得ない状況にあることが多い。そこで、世界でもっとも進んだ水産技術と、豊富な経験を有するわが国に対して、その協力による水産開発を図りたいという数多くの要請が寄せられているわけである。このような要請に応えて、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことは、開発途上国の経済および社会開発に寄与するとともに、漁業面における従来からの友好協調関係の維持・発展にも役立ち、きわめて有意義なことである。

これまでの実績から具体例を列挙すると次のとおりである。

1. 船舶供与（訓練船、漁船、救命艇、船外機）
2. 漁業機材供与（漁網、魚群探知機、発電機、冷蔵・冷凍庫、製氷器）
3. 漁業基地建設（棧橋、防波堤、流通加工センター、市場、倉庫）
4. 研究所等建設（養殖教育研究所、水産研究所、漁業学校）

(ウ) 食糧増産援助

開発途上国の食糧問題の解決には、自助努力による食糧生産の増大が何よりもまず重要である。わが国はこうした自助努力を支援するため、これまで無償援助によって、食糧増産に役立つ各種の農業プロジェクトを実施してきている。さらに昭和52年度からは、新たに食糧増産援助としての予算措置を講じて、肥料、農業、農機具などの農業物資を供与している。

a. 実施の決定

援助対象国としては、食糧増産のための自助努力を行っている開発途上国（過去の例ではL L D C、M S A C諸国が多い）である。その選定にあたっては、相手国の要請に基づいて、その国の穀物の生産状況、食糧の自給率、本援助による農業物資供与の実績、わが国との関係などを考慮しつつ、当該要請国における食糧増産計画を検討し、わが国の援助物資が効果的に使用されると認められる場合に供与される。

なお、援助効果を長期にわたって維持するため、主にわが国の行っている農業技術協力との関連が重視されている。

b. 見返り通貨の積立て

食糧増産援助においては、開発途上国の他の経済社会開発計画のローカル分の資金として役立てるため、被援助国の事情に応じて、わが国が供与する物資のF O B価額と等価額または3分の2の額を現地通貨で積み立てることを被援助国に対して義務付けている。この見返り資金は、被援助国の農業開発を含む経済社会開発に寄与する事業のローカルコストに使用することにしており、使用対象事業の決定に

は、事前に相手国政府はわが国政府と協議を行っている。

c. 援助の実施

食糧増産援助の実施は、一般無償資金協力および食糧援助（KR援助）と同様である。相手国政府は援助受入れの大前提として、食糧増産計画の具体的内容（特に計画実施との関連で必要とする物資とその量）、援助物資供与対象地域（地域選定の理由および農業技術協力との関連）等のデータを、在外公館を通じ外務省に提出しなければならない。

(5) 無償資金協力の制度

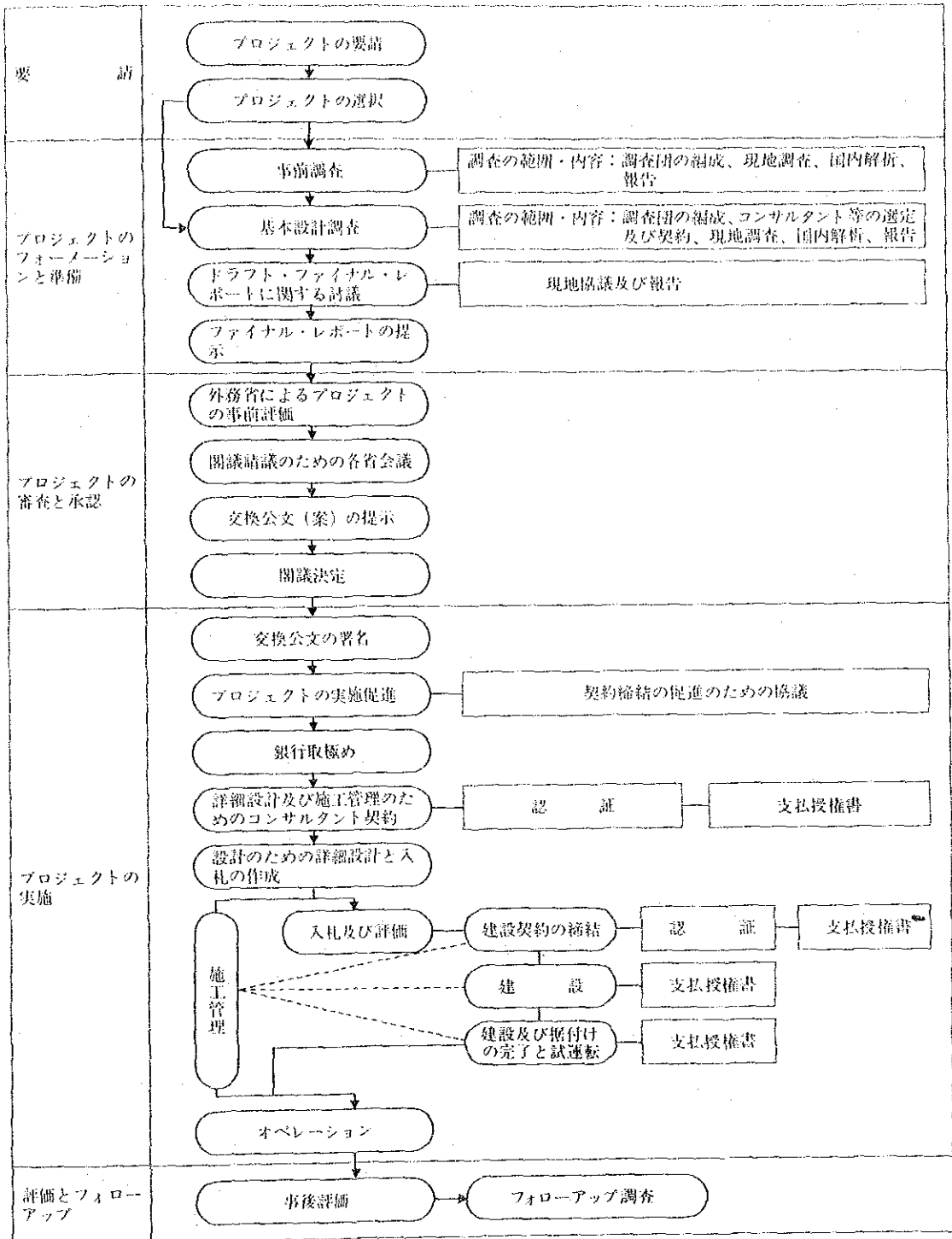
わが国無償資金協力は一般会計予算にその財源を求めており、わが国財政法の定める単年度予算主義の制約を受ける。すなわち無償資金協力の各案件は原則として閣議決定の行われた会計年度内に、交換公文の署名から契約を経て最終的な支払いに至るまでの過程を完了しなければならない。

ただし、交換公文署名後に相手国側の事情や気候条件等やむを得ない事情により工期が遅延した等の場合には明許繰越制度により1年間に限って実施期間を延長できることとなっている。

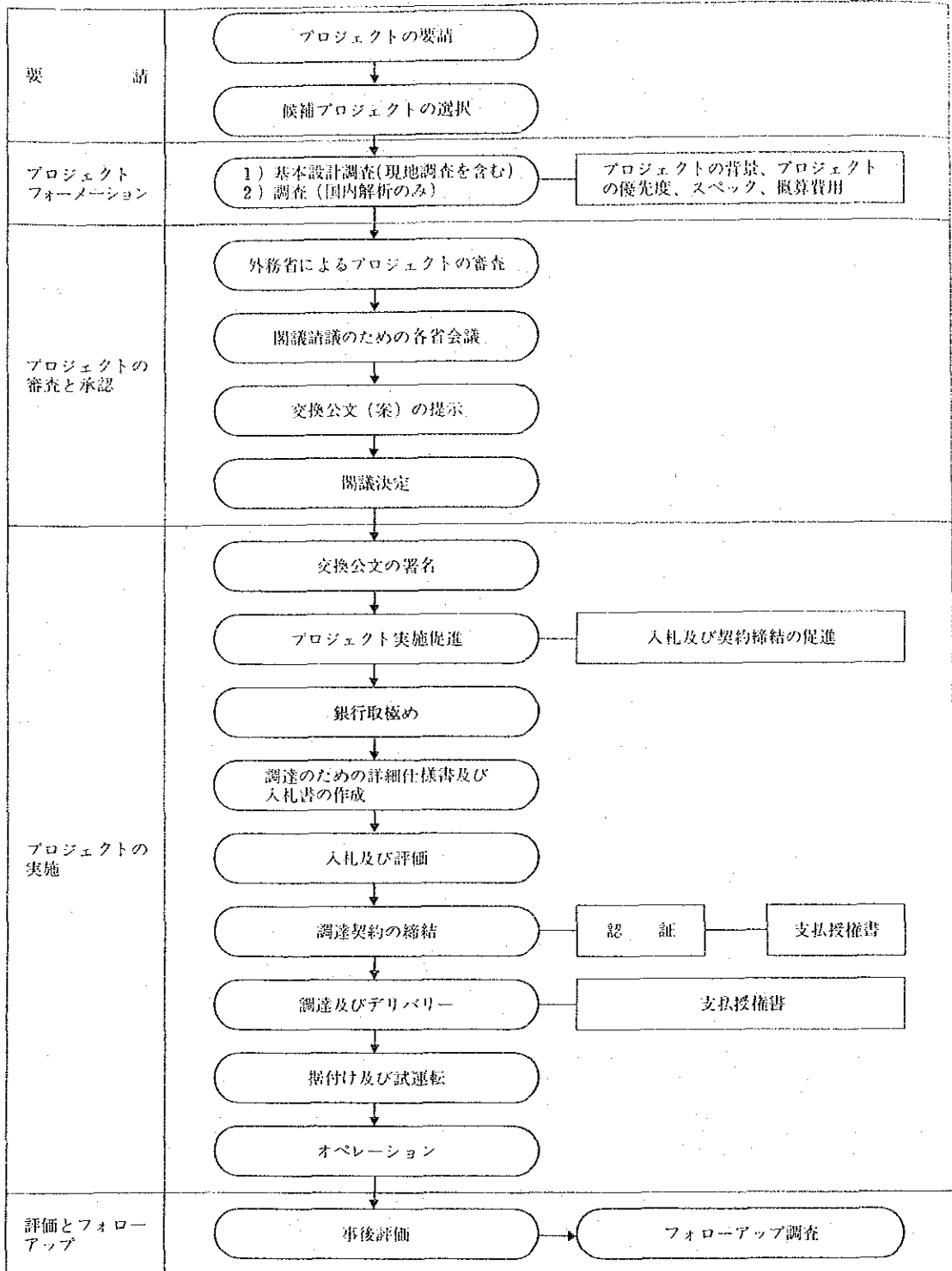
さらに、一会計年度内において完了することが困難な大型案件については、外務省があらかじめ国庫債務負担行為の手続きを行うことにより、3年間程度期間を分けて実施されることもある。

(6) わが国無償資金協力の流れ

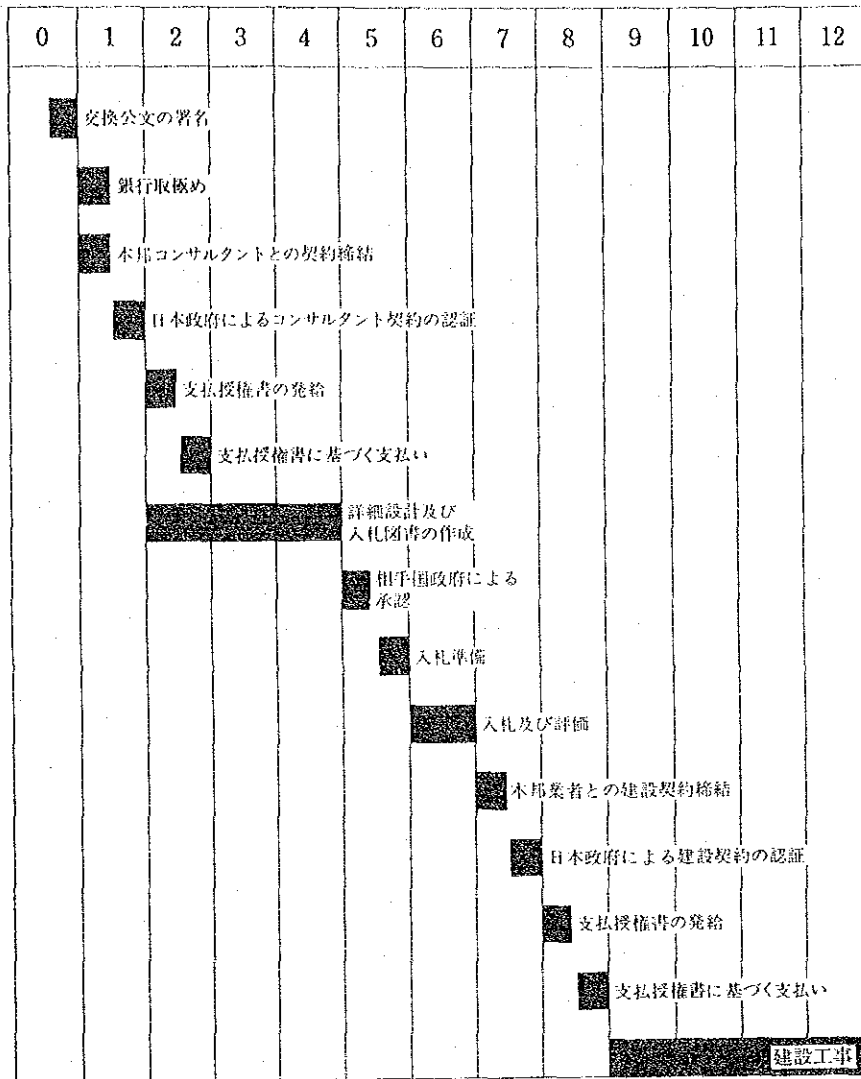
(7) 施設建設にかかる標準的な流れ（船舶建造を含む）



(イ) 物資、資機材及び役務調達にかかる標準的な流れ



(ウ) 標準的工事実施スケジュール



無償資金協力の実施

- (1) 援助目的、援助内容、供与資金額、供与期限等を取り決めた交換公文（Exchange of Notes：E/N）が、わが国と相手国政府との間で署名交換される。
- (2) 相手国政府は、E/Nに記載された無償援助資金の支払方法を定めるため、日本の公認外国為替銀行と銀行取極め（B/A）を締結する。
- (3) 相手国政府は、E/Nに記載されたプロジェクト目的に必要な生産物及び役務を調達するため、本邦企業（コンサルタント、建設会社、商社等）と契約を締結する。
- (4) 本邦企業が契約を履行した後、相手国政府が本邦企業へ支払うべき債務を日本政府が代わって支払う。

(7) 基本設計調査の概要

(7) 概要

無償資金協力案件として実施されるためには相手国政府から要請のあった案件の内容を検討したうえで、当該案件が施設建設案件およびこれに準ずるものについては国際協力事業団（JICA）が調査（通称「基本設計調査」という。）を実施し、援助の妥当性および援助内容、規模等の取りまとめをする。外務省は、その結果として大蔵省との協議（いわゆる実行協議）および閣議を経て最終的に援助を行うことを決定すると相手国政府との間に当該援助にかかる基本的事項につき、国際約束（交換公文）をとり交わす。

事業団の実施する基本設計調査は、一方でその国の経済発展に重要な役割を果たす公共的な開発計画の立案に協力するもので、技術協力の一部である開発調査事業の一環として実施されている。

また、調査は (a) 本格調査実施の可否あるいは調査の実施方針を検討することを目的とした事前調査、 (b) 対象プロジェクトの概略設計ならびに事業費積算を行う本格調査（基本設計調査）および (c) 上記調査報告書の相手国政府に対する説明・協議および確認の各段階（ドラフトレポート説明）から成り立っている（ただし案件の熟度により (a)～(c) のすべてを行うとは限らない）。

(4) 調査団の業務

基本設計調査においては、技術的調査はもちろんのこと、当該案件の運営・管理面、経済面、財政面、実施組織面からも十分その内容を調査する必要がある。

(a) 事前調査

事前調査においては当該国の社会生活、習慣等を斟酌したうえで (1) 先方関係機関の要請案件に関する基本的考え方、優先度の確認、 (2) わが国の協力範囲、相手側に求める工事負担を含めわが国無償資金協力の内容についての説明、 (3) 本格調査に必要な資料の有無、入手可能性の調査、 (4) 要請案件にかかるサイトおよびその周辺地域の現地踏査等を行う。

(b) 本格調査（基本設計調査）

本格調査については通常コンサルタント（JICAと業務実施契約を交わしたコンサルタント）ベースにより実施され、(1) 当該案件が当該国あるいは当該地域の社会・経済に対して及ぼす効果、(2) 当該案件の相手国負担分が過重にならないための配慮、(3) 当該地域の環境、施工法に見合った設計、(4) 案件の実施段階で運営、維持管理が財政面、技術面から見て容易であるような配慮を行ったうえで、以下のような段取りで調査している。

a. 国内準備作業

要請の際に先方より提出された資料、情報等により援助を要請してきた背景、

上位計画との関係位置づけ、わが国の技術協力の必要性、他の先進国等による援助との関係を可能な限り事前に調査したうえ、当該調査の目的、内容、方法、確認を要する事項等を取りまとめたインセプション・レポートを作成する。

なお、この際、できるだけ要請案件を実施するにあたって考えられる実行計画案をいくつか想定・策定し、先方と協議に入ることとしている。

b. 現地調査作業

インセプション・レポートを相手国政府関係者に説明し、調査の枠組み (Scope of Work) を確定したうえ必要な資料収集・解析および現地踏査 (必要に応じ測量作業等を実施する) を行い、当該案件の内容と、それに対する日本側の協力内容、相手国政府の負担内容を明確にしたうえ、上記諸事項につき相手国政府との協議を経て合意議事録 (Minutes of Discussions) を作成する。

なお、現地調査の終了時点で比較検討されたいいくつかの実行計画案のプライオリティ付けを含む現地調査結果をとりまとめたプログレスレポートを作成することが望ましい。プログレスレポートは調査概要報告書として帰国後開催される (通常10日以内) 報告会等で提出・説明されるものである。

また、現地調査は JICA より派遣される調査団により行われる。先方関係者と協議する場合や合意議事録およびプログレスレポートの作成にあたっては、要請案件の実施につき、日本政府のコミットメントと取られないよう注意する必要がある。

この他、調査団の計画管理担当団員 (Coordinator) の役割は、調査団の出発前に開催されるいわゆる各省会議の了解および指示内容に基づいて調査団に示される業務範囲 (Terms of Reference) に対する管理義務とそれに伴う相手国政府関係者との調整業務およびわが国の無償資金協力の仕組み等の説明を主に担当するものである。

c. 国内解析作業

現地調査等で収集した資料を分析・検討し、幾種類かの実行計画案について技術面、コスト面、経済・社会的効果、運営管理面あるいは財政面等から比較検討を行ったうえ最適な計画案を作成し、その概略コストの算定および事業評価を行う。

最後に、これらの作業が終了した段階で定型フォームによる要約報告書を提出し、関係者で協議、検討を行ったうえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、必要に応じ相手国政府への説明、協議を経てファイナル・レポートを作成する。

(8) 実施促進調査

(7) 概要

無償資金協力はここ数年来、量的にも地域的にも拡大してきているが、本協力を一層効率的かつ迅速に実施するため交換公文（E/N）締結後の実施促進事業の果たす役割は重要である。この実施促進業務のうち技術協力と密接な関連を有する無償資金協力の契約促進等の業務についてはJICAが実施している。すなわち、JICAは技術協力と密接な関連を有する施設（船舶を含む）の整備（当該施設の維持および運営に必要な設備および資材の調査を含む）を目的として行われる無償資金協力にかかる契約、例えば相手国政府と本邦企業との間の契約の締結に際し、調査、斡旋、連絡、その他必要な業務を行うとともに、それらの契約の実施状況に関し必要な調査を行うことになっている。

さらに昭和58年10月よりは原則として2人以上の所員を擁するJICA事務所においてはE/N後の実施促進業務を一元的にJICAが行い、上に必要な被援助国政府との折衝もJICAが行うこととなった（ただし折衝内容が高度な政策的判断もしくは外交的配慮等を要する場合には従来通り本省・在外公館が行う）。

このようなJICAの役割については原則として援助案件の交換公文締結と同時に在外公館より被援助国政府に口上書を発出し、上を周知徹底することとなっている。

開発途上国は、わが国等からの援助により自国の社会経済開発を積極的に進めようとしている。しかしながら、これら諸国の行政能力等の問題もあり、過去の無償資金協力の例を見てもディスバースが遅れがちなのが現実であり、無償資金協力の効率的かつ効果的实施、円滑な予算の執行（予算単年度主義との関連）の観点から調査、斡旋、連絡等の促進業務を行うことがますます必要となってきている。

このような状況を踏まえ、JICAによる契約促進調査と実施状況調査が行われている。

(4) 調査業務の内容

当該案件に対する無償資金協力の交換公文（E/N）が相手国政府とわが国政府との間に締結された後、相手国政府は供与資金により、プロジェクトの実施に必要な生産物および役務を購入するため本邦企業と契約を締結することとなる。無償資金の供与期限は予算単年度主義との兼ね合いから、限られた期間であるため、この契約を迅速に締結せしめ援助を供与期間内に円滑に完了せしめる必要がある。実施促進のための調査とはこの目的のために実施されるものであり、具体的な調査業務は次のとおりである。

(a) 契約の締結促進のための調査

1) 先方政府に対し無償資金協力の仕組みおよび実施の手順につき説明

相手国の外務省（またはE/N署名権限官庁）はE/Nの内容につき理解して

いてもプロジェクトの実施機関には往々にして知らされていない場合もあるので実施機関にE/Nの内容をも必要に応じ説明する。

(説明項目および要領)

a) 供与限度額および供与期限

b) 用途および供与条件

c) 本邦企業との契約（円建て）および日本政府による認証

d) 支払方法と手順

e) 銀行取極め（B/A）および支払授権者

(1) 銀行取極めの当事者である本邦公認外国為替銀行（以下「銀行」）は相手国政府が決定することになっているが、銀行の斡旋を相手国政府より求められた場合には1行に独占せしめないよう配慮すること。

(2) 銀行の取り扱い手数料は相手国政府と銀行との間で商業ベースで決定されるが（通常支払額の0.1%または0.05%に加えA/P等の通知料として1件につき3,000円を計上している銀行が多い）、この手数料は供与資金の中から支払われることはできないので相手国政府の予算措置が必要となるので、この旨、基本設計時またはE/Nの交渉時に予め相手国政府に同政府のとるべき措置と共に説明しておく必要がある。

f) 相手国のとるべき措置および負担工事

2) E/N締結から援助完了までの実施スケジュールの協議

事前に暫定スケジュールを作成し先方と協議する。

3) 設計施工のためのコンサルタントの選定

a) 設計施工管理のためのコンサルタントの選定

設計施工管理のためのコンサルタントの決定権は相手国政府に委ねられているが（ただしE/Nに明記されているとおり本邦コンサルタントに限る）、現行の無償資金協力のシステムでは無償資金の供与期限が通常単年度と非常に限られているため相手国政府が適当なコンサルタントを相手国の国内法により選定する時間的余裕がないこと、また相手国政府が基本設計に参加したコンサルタント以外のコンサルタントを選定した場合、基本設計の変更ひいては建設コスト等の変更が生じる可能性があり、さらに詳細設計に余分の時間、コスト等が生じる等の理由から、相手国政府に上の事情を説明し基本設計に参加した同一のコンサルタントを設計施工のためのコンサルタントとして採用せしめるものとする。

b) コンサルタントの推薦状の発出

相手国政府よりその国の国内手続き上コンサルタントの推薦状の発出を日本大使館または国際協力事業団宛求められた際には、推薦状を発出するものとす

る。

4) 入札業務に関する件

特別な理由がある場合を除き生産物および役務の調達業者は入札により被援助国政府の責任において決定されることを説明する（実際の入札業務はコンサルタントが被援助国政府の意を受けて代行する）。

5) 問題点の解決

実施促進上問題が生じた場合に、その問題の解決につき先方と協議し助言を行う。

(4) 契約の実施状況調査

契約が締結された後、実施されるもので調査内容の概要は次のとおり。

1) 契約の履行状況、進捗状況のチェック

2) 工期の遅延の有無の確認

3) 先方負担工事の進捗状況のチェック

4) 問題が生じた場合にその問題の解決につき先方と協議し助言を行う。

(9) フォローアップ調査

無償資金協力の実施済み案件が累積するに伴い、供与された資機材について故障、老朽化、部品の消耗等が生じたり、施設についても自然災害等の不可抗力による破損等の事態が生じている。かかる場合、協力実施後のプロジェクトの再活性化を図り、効率的かつ効果的な運営に資するため、これら機材や施設の破損等に速やかに対応することが必要であるが、相手国政府には技術的・資金的にこれに対応できない場合がある。こうした観点から既実施案件に関するフォローアップを検討するための調査を実施している。フォローアップ調査団は、調査時に現地で緊急に修理するために必要な修理工具等を携行するものとするが、調査によるスペアパーツの供与等、追加措置が必要であると判明した場合に、これに必要な資機材および役務の供与を行う。

(10) 資機材等調査

無償資金協力の資機材案件で、比較的簡易で、現地調査を行わなくても仕様書の作成、価格見積が可能な案件については、国内調査だけの資機材等調査を実施する。

(11) 終了時評価調査

無償資金協力案件が年々増加する中、より効率的かつ効果的な事業の実施が求められており、過去に実施した案件の経験・反省点を将来の案件にフィードバックすることが求められている。このため、個々の案件の事業終了時に当該プロジェクトの実施過程を基本設計調査構想との比較および相手国政府による引き取り状況を調査し、案

件の事業完了時の点検確認を行う終了時評価調査を実施している。

(12) 基礎調査

無償資金協力事業を円滑かつ効果的に実施するために、調査業務・実施促進業務全般にわたる共通的・横断的テーマについての調査・研究を行う。最近実施した調査では、「無償資金協力建築施設案件にかかる現地調達の実態調査」、「無償資金協力事業審査チェックマニュアル」等の例がある。

2. 無償資金協力と技術協力との連携

(1) 連携の必要性

近々無償資金協力予算が著しく伸びる中で、より効果的かつ効率的な援助が求められている。中でも無償資金協力（特に一般および水産）と技術協力（プロジェクト方式技術協力、個別専門家派遣および研修員受入れ）との有機的連携を図ることで、効果的かつ効率的な援助の実施が強く要望されている。これは、相手国の資金面での制約を補うために、技術協力案件の施設・設備の整備を無償資金協力で行ったり、また、援助効果を確保するために無償資金協力で供与した施設・設備等を活用して、技術協力を行うなどの無償・技協の有機的連携を図ることである。

具体的には次のように整理される。

- ① プロジェクト方式技術協力では、技術移転の場となる施設・設備等は先方政府が整備することになっているが、国によっては資金的な制約から施設・設備が整備できない場合など援助の効果を高めるために案件の計画調査段階から技術協力と連携することにより、無償資金協力による施設・設備を整備する。
- ② 無償資金協力にて援助した施設・設備の機能を十分に発揮させるために、専門家派遣等の技術協力を実施することで、無償資金協力の裨益効果をより一層大きなものにすることができる。
- ③ より効果的な援助を実施するためには、無償・技協の連携が不可欠であるが、長期に派遣される専門家は、その専門知識とその任国事情にたけていることから、無償資金協力の優良案件発掘に繋がる情報提供の役割が期待されている。

(2) プロジェクト方式技術協力案件の無償資金協力との連携状況

時 期	昭和61年3月末現在			昭和61年12月末現在			昭和62年9月末現在		
区分 事業別	プロジェクト 方式技術協力 実施案件数 (A)	うち無償資金 協力との連携 案件数 (B)	割合 B/A	プロジェクト 方式技術協力 実施案件数 (A)	うち無償資金 協力との連携 案件数 (B)	割合 B/A	プロジェクト 方式技術協力 実施案件数 (A)	うち無償資金 協力との連携 案件数 (B)	割合 B/A
	件	件	%	件	件	%	件	件	%
技術協力センター事業	38	16	42.1	35	15	42.8	35	18	51.4
保健医療協力事業	31	19	61.3	31	20	64.5	29	19	65.5
人口・家族 計画協力事業	6	0	0	6	0	0	6	0	0
農林業協力 事業	52	32	61.5	49	35	71.4	51	33	64.7
産業開発協 力事業	14	4	28.6	10	4	40.0	14	7	50.0
計	141	71	50.4	131	74	56.5	135	77	57.0

VII プロジェクトからの報告事項

1. 目的

プロジェクト方式技術協力は、専門家派遣による技術移転活動を中心にして、協力が推進されており、プロジェクト協力の中核的存在である。事業団では専門家業務活動の報告を受け、プロジェクトの運営管理に資するとともに、専門家の業務活動を記録として整備し、技術協力に役立たせることを狙いとしている。

したがって、専門家は次の区分によって定期的に本部に報告書を作成し、在外事務所経由で送付しなければならない（在外事務所が存しない国では直接JICA本部担当事業部長に提出する）。

2. 報告書の区分

報告書名	報告書筆者	提出時期	記載内容等
①業務状況報告書 ②業務日誌 ③業務実績表 ④専門家報告書	リーダー、調整員 調整員 リーダー、調整員 各専門家	四半期	業務進捗状況 業務関連情報 技術支援要請 生活事情等
⑤カウンターパート配置状況表	リーダー名	年1回4月	
⑥機材の利用・管理状況表	リーダー名	年1回4月	
⑦事務連絡	リーダー名	随時	
⑧年次報告書	リーダー名	年1回4月	活動報告、予定実施上の改善事項、問題点等
⑨配属機関への報告書（英文等、 アニュアルレポート等）	リーダー名	随時	
⑩総合報告書	各専門家	帰国後 1ヵ月以内	

3. 各種報告書の様式

各種報告書の報告様式は、以下のとおりとする。

- ①業務状況報告書 …………… 指定様式あり
- ②業務日誌 …………… 指定様式
- ③業務実績表 …………… T S Iに記載される実施項目ごとに業務の成果と進捗状況を要約する。

- ④専門家報告書 …………… 専門分野ごとに担当する専門家が技術移転活動状況、成果、問題点、次期計画、技術情報等を具体的にまとめる。
- ⑤カウンターパート ……… 4月1日時点における各事業別カウンターパートの配置状況表
配置状況表 …………… 4月1日時点における各事業別カウンターパートの配置状況（氏名、職名、配属月日、業務内容、日本研修の有無等）および組織図について報告する。日本における研修員受入れの参考資料としても活用するので報告した後、変更が生じた場合は、事務連絡により報告する。
- ⑥機材の利用・管理状況表… 年度末現在における供与機材（原則として160万円以上）の管理・利用状況について従前の様式により報告する（ただし、車輛類はすべて対象とする）。
これらは、各年度の供与機材の仕様書作成、機材が故障したときの対応の参考資料として活用される。
- ⑦事務連絡 …………… 従前のおり、指定様式あり。
- ⑧年次報告書 …………… 指定様式あり。
- ⑨配属機関への報告書 …… 少なくとも年1回、英文等をもって、業務活動状況、成果、実施上改善を必要とする事項、問題点等をまとめ、配属機関長へ報告する。
なお、研究プロジェクト等でカウンターパートと共同で科学技術報告書などをまとめる場合は重複をさける。

以下、詳しくは「プロジェクト方式技術協力報告書作成指針」を参照していただきたい。

VIII 文部省国費留学生制度の活用について

文部省国費留学生制度の活用について

昭和63年7月6日

企 画 課

1. 留学生対策にかかる現状と課題

(1) 概要

留学生対策については、折から21世紀初頭に留学生受入れを10万人にする構想が文部省により打ち出されており、かつODA第4次中期目標の重点課題としても取り上げられている。

また、アジア開発銀行に日本の全額出資による奨学資金（ADBスカラシップ^{*}）を昭和63年度中に設立（63年度70万ドル）する旨決定されるなど、積極的な施策が政府より打ち出されている現状にある。

このような状況にあって、技術協力の十分な効果を発現させるために、開発途上国の経済・社会開発を担うJICAの研修員に対して本邦大学において学位を取得（博士課程等）する道を次のとおり開いているので、積極的に活用されたい。

* ADBスカラシップ

- 1) アジア太平洋地域の開発途上国の大学卒業生20~30人を支給対象とする。
- 2) 日本をはじめフィリピン、タイ、オーストラリア等の大学院で科学技術や経営技術を学ぶための留学費用を提供する。
- 3) 開発途上国がADBに奨学生を推薦、ADBが選抜する。
- 4) 留学生は、各大学院で2年間学んだ後、母国で経済・社会開発に従事することが義務付けられる。

(2) 文部省国費留学生（JICA/学振）特別枠制度

文部省国費留学生制度のうち、学位取得（Ph. D等）を対象とするものは「研究留学生」受入れであるが、これには、

- ①在外公館募集枠（64年度枠 740人）
- ②本邦大学教授推薦枠（上記の半分程度）

の2種類がある。

①は募集に先立ち文部省が国別の枠を決定し、その範囲内で募集するものであるが（以下「一般枠」という）、昭和60年度上記国別枠とは別にJICA技術協力事業・

学術振興会事業の関係者に対する特別枠が、要求の結果認められた。

さらに昭和63年3月1日の文部省留学生選考委員会において、対象国を以下の16カ国（毎年度確認すること。以下同様）に拡大すること、特別枠総枠を10人程度とすること、応募資格をプロジェクト技術協力カウンターパート等とすること（個別専門家のカウンターパートも含む）が決定され、5月、外務省を通じ在外公館に募集を指示する公電が発出された。

(対象国)

タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ビルマ、バングラデシュ、スリ・ランカ、中国、エジプト、ケニア、ザンビア、ガーナ、メキシコ、パラグアイおよびブラジル

(下線部は昭和64年度枠より新規追加国)

(対象国については毎年度在外公館またはJICA事務所に確認すること。)

2. JICAの対応方針（昭和64年度募集に対する方針）

「JICA研修員の学位取得」問題に対しては、今後とも継続して文部省に要求していくこととするが、当面は現行制度（文部省国費留学生制度）を活用し、JICA技協のカウンターパート等の学位取得の実績を実質的に伸ばしていくことが肝要であるとの判断から、64年度枠の募集に対しては特別枠対象国以外の国であっても実績を伸ばす努力（一般枠の活用）をすることを基本方針とする。

上記の基本方針に基づき、64年度枠の募集に対する方針を次のとおりとするので、各事務所にあっては本方針に沿ってカウンターパートの留学生応募の促進やアドバイスを行うとともに、関係者の協力を呼び掛けられたい。

(1) 特別枠の活用（前記の対象国の事務所に該当する）

文部省の決定は10人程度とあるが、同省は優秀な人材であれば人数枠については柔軟に対処する方針を示しているため正式要請が成されれば十数人の受入れは可能性がある。したがって、カウンターパート等に対しては積極的に応募するよう周知徹底するとともに、応募にあたっての具体的なアドバイスを行うよう願いたい。

なお、受入れにあたっては在外公館の選考基準（別添、「募集・選考の手引き」参照）に定められている「日本での研究計画が詳細かつ具体的であること」および「留学の目的が具体的かつはっきりしていること」に留意するとともに、できる限り受入希望大学の教授に事前に受入許可の内諾を得ておくことが望ましい。そのためには、本部担当事業部を通してプロジェクトの実施に協力を得ている大学の教授等に連絡を

とる等の準備が必要である。

(2) 一般枠の活用

特別枠の対象となっていない国にあつては一般枠を使用せざるを得ないが、国別に枠があるため、当該国内における優先順位が問題となる。したがって、一般枠の活用にあつては在外公館の担当官（文化アタッシェ）に経協アタッシェのほうから応募状況について照会するよう依頼し、応募状況をにらみつつ、JICAカウンターパートを応募させるよう努められたい。

なお、昨年度の募集においては一部の国で一般枠の定員割れがあつたが、一般枠はJICAカウンターパートであっても応募資格はあることから、応募にあつて特に問題はないとの文部省の見解もあることを付言する。受入大学の事前承諾については(1)と同様。

なお、一般枠と特別枠の併願は認められていないので念のため。

(3) 大学教授推薦枠の活用

国別枠によらない受入枠として日本側の大学教授推薦枠があるが、上は当該大学内での優先順位の問題がある。

文部省によると、本枠のこれまでの実績では圧倒的に中国からの留学生が多く、偏りに問題があるとの認識があり、各大学に対して、なるべく特定国に集中しないよう要望している模様。

したがって、JICA事業に協力している大学の当局および教授に対しJICAカウンターパートの受入れについて担当事業部等を介して受入申し入れを行いたいので各事務所にあつては、担当事業部との連絡を密にとり本制度の有効活用を図ることとされたい。

3. その他

(1) 事前連絡

各事務所にあつては、文部省留学生制度に応募するカウンターパート等に関する情報を取りまとめ、正式要請の1カ月前までに企画課まで連絡されたい。

(情報の内容については 63.1.12付企共 1-001号添付の「研究留学生推薦様式」を参考に、分かる範囲で詳細に報告ありたい。)

(2) 留学生候補者の質

文部省によると、国費留学生のうち、しばしば学習意欲の少ない者がおり、来日後

いろいろ問題を起こした例があるとのことである。

したがって、JICAカウンターパートの応募にあたってはプロジェクトリーダーや専門家に対し、カウンターパートの人格、意欲、成績、海外生活適応性等の面で責任を持って推薦しうる者を応募させるよう指導されたい。

(3) 昭和65年度募集枠の文部省協議の準備

昭和65年度についても明年1月に文部省との間で対象国と枠の協議を行うので、各事務所にあつては昨年12月の要望調査結果をも踏まえて前広に調査されたい。

また、今後、文部省に対し、JICAカウンターパート等の学位取得の要請を行うためにも、各プロジェクトにおいて留学生にかかる5カ年計画のような具体的な計画をもつことが望ましい。

以上

以下の資料については、在外公館またはJICA在外事務所にて参照されたい。

- ・国費外国人留学生募集・選考の手引き（1988年版）
- ・1989年度日本政府（文部省）奨学金留学生募集要項
（研究留学生・和文／英文）

1989年度日本政府（文部省）奨学金研究留学生
（学術・技術協力事業）の募集について（参考）

1. 趣旨

開発途上国との学術協力や技術協力のプロジェクト事業に関し、当該事業の将来の基幹要員に、日本の大学の大学院で学位を取得させる必要があると認められる場合には、1985年度から従来の研究留学生とは別枠で国費留学生（研究留学生）として採用することとしている。

2. 対象事業の範囲

原則として、日本学術振興会の拠点大学方式による学術交流事業および国際協力事業団のプロジェクト方式による技術協力事業とする。

3. 応募者の要件

- (1) 相手国政府等が当該事業にかかる機関の幹部要員とする予定の者で、学位を取得させるためわが国に留学させる必要のあるもの。
- (2) 原則として、博士号の取得を希望するもの。なお、大学院の正規課程に入学する際には、大学の行う入学試験に合格しなければならない。

4. 募集対象国および採用予定数

- (1) 対象国 タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ビルマ、バングラデシュ、スリ・ランカ、中国、エジプト、ケニア、ザンビア、ガーナ、メキシコ、パラグアイおよびブラジル
以上16カ国

- (2) 採用予定数 総数10人程度

5. 募集選考等

- (1) 上記4.(1)に掲げる対象国に所在する在外公館を通じて募集を行う。
- (2) 採用予定数が限られているため、在外公館では、候補者を厳選のうえ、若干名を順位を付して推薦するものとする。
- (3) 在外日本公館は候補者の推薦にあたっては、候補者の所属する事業名、その概要、国費外国人留学生に採用する必要性、その他必要な情報を明記した資料を添付すること。

6. その他

上記のほか、応募者の資格、条件、奨学金、選考、大学への入学、応募手続き、注意事項等については、すべて『1989年度日本政府（文部省）奨学金留学生募集要項（研究留学生）』による。また、募集、選考にあたっては、『国費外国人留学生募集・選考の手引き（1988年版）』を参照されたい。

JICA特別枠の募集・選考にかかる手続き

	時期	内 容	所 掌 区 分				
			文部省	外務省 本省	外務省 在外公館	JICA 本部	JICA 事務所
前 前 年 度	1月	JICA在外事務所による翌年度要望調査 JICA本部とりまとめ 特別枠にかかる対象国・総枠等の要請（外務 文部） 文部省による特別枠対象国・一般枠国別割当数の検討 外務文2・地域局・経協局・JICA協議 外務文2で取りまとめ・文部省へ回答	○	○		○	○
	3月	文部省選考委員会により特別枠対象国・一般枠国別割当数決定	○				
	4月	予算成立					
前 年 度	5月	文部大臣より外務大臣への正式協議	○	○			
	5月	文部省から外務省への募集・選考依頼	○	○			
		在外公館への指示（外務公電） 通報		○			
		在外公館による募集		○			○
		（一般枠）通知 教育省等 関係者へ情報					
		（特別枠）通知 経協担当局 関係者へ情報					
		在外公館選考・推薦				○	
		出頭					
		応募者					
	10月中旬	外務省要請書締切り		○			
11月末 12月初	文部省選考委員会	○					
3月	文部省選考委員会	○					
当 年 度		4月受入れ	○				
		10月受入れ					

JICA